

# 小樽商科大学大学会館規程

(平成6年3月17日制定)

## (設置)

第1条 小樽商科大学学則第48条第2項の規定に基づく小樽商科大学大学会館（以下「大学会館」という。）の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 大学会館は、学生及び教職員相互の人間関係を緊密にし、かつ学生の課外活動の発展を助けると共に、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

## (管理運営責任者)

第3条 大学会館に、管理運営責任者として館長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

## (審議機関)

第4条 館長の諮問に応じ、大学会館の管理運営に関する基本的事項は、学生委員会で審議する。

## (使用者の範囲)

第5条 大学会館を使用できる者は、本学の学生、教職員及び団体とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (開館時間及び休館日)

第6条 大学会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

### 開館時間

月曜日から金曜日まで 午前9時～午後9時

土曜日 午前10時～午後7時30分

### 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 本学創立記念日（7月7日）及び年末年始

## (施設)

第7条 大学会館に、次の施設を置く。

- (1) 多目的ホール
- (2) 和室
- (3) 談話室
- (4) 集会室
- (5) 食堂
- (6) 談話ホール
- (7) 軽食コーナー
- (8) 売店

## (使用手続)

第8条 前条第1号、第2号、第3号及び第4号に定める施設を使用する場合は、使用責任

者を定め、原則として使用する日の7日前までに、大学会館使用許可願（様式1号）を学生支援課に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 前条第5号、第6号及び第7号に定める施設を特別に使用する場合は、通常利用者に特段の支障のない範囲内において、別に定めるところにより許可することがある。

3 館長は、前2項により使用を許可したときは、大学会館使用許可書（様式2号）を交付する。

4 使用の許可には、必要に応じ条件を付することができる。

（使用時間）

第9条 施設の使用は、時間単位で使用できるものとし、2日以上継続して使用することはできない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（鍵の貸し出し及び返却）

第10条 使用許可を受けた者は、使用の都度、学生支援課（勤務時間外は警務員室）において鍵を借り受けるものとし、使用後は速やかに返却しなければならない。

（遵守事項）

第11条 大学会館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 許可された使用施設を転貸しないこと。

(3) 室内の諸設備を無断で移動改変しないこと。

(4) 許可された使用時間を厳守すること。

(5) 指定された場所以外では、喫煙及び飲食をしないこと。

(6) 騒音等他の者の使用を妨げ、又は不快な感じを与える行為をしないこと。

(7) 使用後は室内を清掃し、備品等を原状に復するとともに、火気の点検、窓の施錠及び消灯の確認をすること。

(8) 掲示物は館長の許可を受け、所定の場所にすること。

(9) 館内を汚損しないこと。

(10) その他大学会館の使用にあたっては、館長又は館長の指定する者の指示に従うこと。

（使用許可の取消し）

第12条 使用許可を受けた者が、この規程又は使用の許可条件に違反した場合は、館長は使用の許可を取消し、退去を命ずることができる。

2 本学の行事のために施設を使用する必要が生じた場合は、館長は使用の許可を取消することができる。

（損害賠償の義務）

第13条 使用者が故意又は過失により、施設設備を滅失又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

（事務）

第14条 大学会館に関する事務は、学生支援課が行う。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、大学会館の使用に関する必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年3月17日から施行する。
- 2 小樽商科大学学生会館規則（昭和39年6月1日制定）は、廃止する。
- 3 小樽商科大学学生会館使用規程（昭和39年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

様式 略